

教第 101 号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則  
の件

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次の  
ように制定する。

平成30年 3 月 26 日 提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則  
神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和 28 年 7 月教育委員会規  
則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

有馬	有馬	有馬町,〔西宮市〕山口町香花園
	有野台	有野台 1・2・6 (南部)・7～9,東有野台 1～5,有野町(有野(有野団地))
	有野東	有野台 3～5・6 (南部を除く。)

を

有馬	有馬	有馬町,〔西宮市〕山口町香花園
	有野台	有野台 1・2・6 (南部)・7～9,東有野台 1～5
	有野東	有野台 3～5・6 (南部を除く。)

に,

有野（有野町（有野（市道有野藤原線以北），二郎）有野中町２～４，藤原台北町６を除く。）	有野	有野町（有野（市道有野藤原線以北（北神星和台団地を除く。），市道有野藤原線以南（有野団地・堀越地区を除く。）），二郎（北神星和台団地を除く。），有野中町１～４，藤原台中町１～６・８，藤原台北町１～４・６
	藤原台	藤原台中町７，藤原台南町，有野町（有野（堀越地区））

を

有野（有野町（有野（市道有野藤原線以北），二郎）有野中町２～４，藤原台北町６を除く。）	有野	有野町（有野（市道有野藤原線以北（北神星和台団地を除く。），市道有野藤原線以南（堀越地区を除く。）），二郎（北神星和台団地を除く。），有野中町１～４，藤原台中町１～６・８，藤原台北町１～４・６
	藤原台	藤原台中町７，藤原台南町，有野町（有野（堀越地区））

に，

山田	谷上	山田町上谷上（大池地区，花山地区を除く。），下谷上（山の街地区，広陵地区を除く。），谷上西町，谷上東町，谷上南町
	箕谷	松が枝町１～３，緑町４，日の峰
	山田	山田町衝原・坂本・西下・東下・中・福池・原野（字大山ユーロフォーラム神戸北町を除く），青葉台，柏尾台

を

山田	谷上	山田町上谷上（大池地区，花山地区を除く。），下谷上（山の街地区，広陵地区を除く。），谷上西町，谷上東町，谷上南町，しあわせの村
	箕谷	松が枝町１～３，緑町４，日の峰
	山田	山田町衝原・坂本・西下・東下・中・福池・原野（字大山ユーロフォーラム神戸北町を除く），青葉台，柏尾台

に，

別表第 2 中

5 通学の利便性 による理由	(1) 次の事由により隣接学校 (原則として、 小学校は同じ中 学校区内の学校 のうち、中学校 は同じ高等学校 学区内の学校の うち、住所地に 最も近い学校と する) への就学 を希望する場合	ア 指定学校までの 通学距離が、小学校で 片道 2 km 以上、中学校 で片道 3 km 以上で、指 定学校より隣接学校 への通学の負担が少 ない場合	卒業まで
		イ 住所地から指定 学校への通学にバス その他の公共交通機 関の利用が認められ ている場合	卒業まで
		ウ 他の校区を經由 せずに指定学校に通 学する経路がない場 合(指定学校が校区外 に設置されている場 合を除く)	卒業まで

を

5 通学の利便性 による理由	(1) 次の事由により隣接学校 (原則として、 住所地に最も近 い学校とする。 ただし、小学校 は同じ中学校区 内の学校に限 る) への就学を 希望する場合	ア 指定学校までの 通学距離が、小学校で 片道 2 km 以上、中学校 で片道 3 km 以上で、指 定学校より隣接学校 への通学の負担が少 ない場合	卒業まで
		イ 住所地から指定 学校への通学にバス その他の公共交通機 関の利用が認められ ている場合	卒業まで
		ウ 他の校区を經由 せずに指定学校に通 学する経路がない場 合(指定学校が校区外 に設置されている場 合を除く)	卒業まで

に

改める。

## 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 理 由

指定学校の変更事由を改正, 及び町名変更に伴い, 規則を改正する必要があるため。



別表第2（第3条関係）

指定学校の変更事由		期間	
略	略	略	
5 通学の利便性による理由	(1) 次の事由により隣接学校（原則として、 <u>小学校は同じ中学校区内の学校のうち、中学校は同じ高等学校の学区内の学校のうち、住所地に最も近い学校とする</u> ）	略	略
	_____ )	略	略
	への就学を希望する場合	略	略
略	略	略	

略	略	略
	_____	
	_____	
	_____	
	ただし、 <u>小学校は同じ中学校区内の学校に限る。</u>	

## 〔参考〕規則改正の概要

### 1. 校区表内の文言整理

- ・ 現行の校区表のうち「有野台小学校」および「有野小学校」の校区の記載内容について、「有野団地」という表現を削除する。

〔理由〕

- ・ 有野団地は昭和 53 年に開発事業が終了しており、町名が「有野台」と「東有野台」に変更されているため。（規則修正が未済）

### 2. 町名変更に伴う校区表の記載内容の修正

- ・ 現行の校区表のうち「谷上小学校」の校区の記載内容に、「しあわせの村」を追加する。

〔理由〕

- ・ 平成 29 年 7 月 1 日に、北区山田町下谷上の一部について、「しあわせの村」に町名変更されたため。

### 3. 指定学校の変更事由を定める別表内の文言整理

- ・ 指定学校の変更が認められる場合の理由を規定する別表内の表現について、以下のとおり変更する。

現 行

#### 5 通学の利便性による理由

(1) 次の事由により隣接学校（原則として、小学校は同じ中学校区内の学校のうち、中学校は同じ高等学校の学区内の学校のうち、住所地に最も近い学校とする）への就学を希望する場合

改正案

#### 5 通学の利便性による理由

(1) 次の事由により隣接学校（原則として、住所地に最も近い学校とする。ただし、小学校は同じ中学校区内の学校に限る。）への就学を希望する場合

〔理由〕

- ・ 高等学校については、平成 27 年度入試から学区制が廃止されているため。（規則修正が未済）